

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成三十年二月二日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更前) ホワイト薬局 (変更後) オレンジ薬局 檀原神宮 店	檀原市久米町六五四 一階	平成二十九年十二月一日